一　施行者の名称　鹿児島県
二　都市計画事業の種類及び名称　鹿屋都市計画道路事業三・三・十五号寿大通線
三　事業施行期間　自平成三十年四月二十七日至平成三十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　鹿児島県鹿屋市札元一丁目及び寿四丁目地内
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡上川町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二二五四林班ろ小班から同町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二二五四林班い小班まで	前	二一・九七～二九・〇一メートル	〇〇・〇四三キロメートル
	後	二二・一〇～四四・三八	〇〇・〇四三

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡上川町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二二六〇林班か小班地内	前	三九・二七～六五・七九	〇〇・〇三九キロメートル
	後	三九・二七～七一・〇四	〇〇・〇三九

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北見市留辺蘂町大和五三五番一から同市留辺蘂町大和五〇三番一まで	前	二一・八四～二三・六三メートル	〇〇・二〇二キロメートル
	後	二一・八四～二五・九一	〇〇・二〇二
北見市留辺蘂町大和四九七番一から同市留辺蘂町大和四六五番九まで	前	二一・七八～二六・五八	〇〇・〇九三
	後	二一・七八～二八・九一	〇〇・〇九三

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北見市豊田七三六番から同市豊田五五五番まで	前	二九・五七～三一・六〇メートル	〇〇・二三八キロメートル
	後	二九・六一～三四・〇九	〇〇・二三八

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道中川郡音威子府村字音威子府二九二番から同郡中川町字誉八六五番地先まで	前	ＢＡ　一一・二五～一一・二五メートル	二八・七六五キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一一・二五～一二・九〇～二九五・五八	一九・五〇八	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道広尾郡広尾町字モエケシ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四三林班に小班地内	前	一六・九三～二七・〇五メートル	〇〇・〇〇三キロメートル
	後	一六・九三～二七・〇五	〇〇・〇〇三

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十号及び二百七十五号	北海道中川郡音威子府村字音威子府二九二番から同村字音威子府一四四番一まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
二百三十一号	石狩市厚田区厚田一二番二から同市厚田区厚田一四番二まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百三十二号	北海道苫前郡初山別村字大沢九五七番地内	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
三百三十六号	北海道広尾郡広尾町字モエケシ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四三林班に小班地内	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成三十年四月二十七日